

わたしたちの 権利

- すべての人が 人間らしく 生きるために 国民は 国のきまり をつくりました。
「日本国 ()」と います。
- 憲法 では 「人間らしく 生きるために 必要なこと」を「基本的 ()」
とよび、政府は、これを いちばん 大切に 考えなければなりません。
- 国民は みんな 自分の権利も そして まわりの人の権利も 大切にしてほしい
と うたっています。

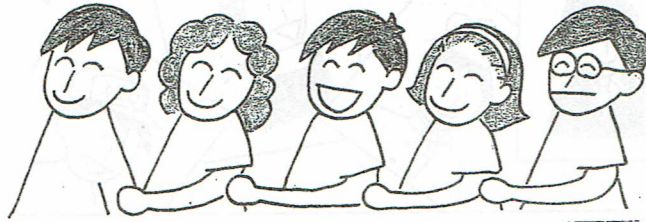
憲法には おもに 12の 大切な権利が かかれています。

1 差別されない権利

- どんな人でも 人間として 尊重されなくては ならない。
だれかが ぎせいに なっては いけない。

(第 13 条 個人の尊重と公共の福祉)
(第 14 条 法の下の平等)

- 人は 差別されては ならない。



2 自由の権利

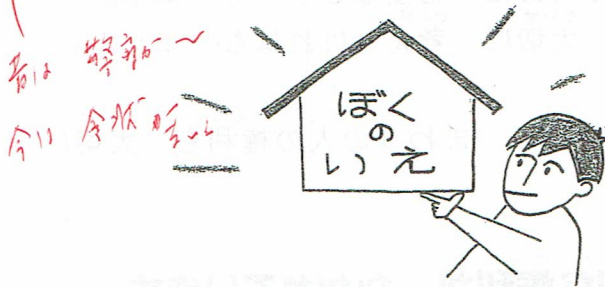
- 人は どれい のように 自由を うばわれたり、むりやり 仕事を させられ
ては ならない。

(第 18 条 奴隷的拘束・苦役からの自由)



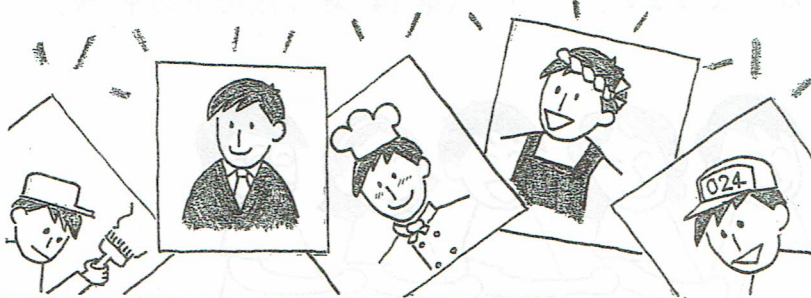
3 住むことの権利

- どこに 住むかは 自分で 決めることができる。
- どこに ひっこすか 自分で 決めることができる。
(第22条 居住・移転・職業選択の自由)
- 人の部屋に かってに 入っては いけない。
(第35条 住居の不可侵)



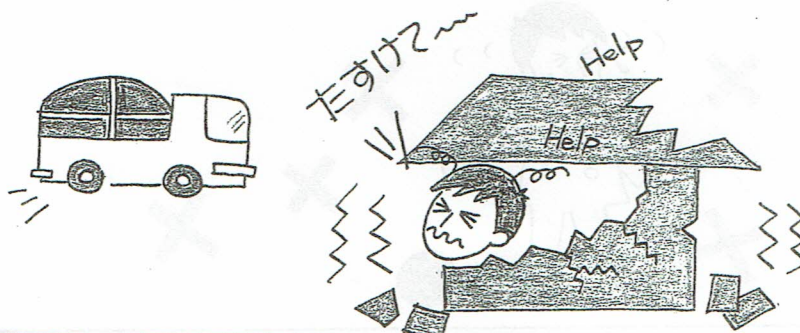
4 仕事をもつ権利

- だれでも 働く 権利と 義務がある。
(第27条 勤労の権利義務)
- 仕事は 自分で 決めることができる。
(第22条 居住・移転・職業選択の自由)



5 困らないで生活する権利

- だれでも 食べることや 住むことに 困ったりしては いけないし
みんなと いっしょに 健康で 楽しい 生活をおくることができる。
- 政府は 困っている人を 助けなければ いけない。
(第25条 国民の生存権、国の社会保障的義務)



6 結婚の権利

- 結婚は 結婚する もの どうして 決めれば よい。
- 夫婦は 平等で ある。
- 結婚生活は おたがいが 努力して おこなう。

(第24条 家族生活における個人の尊厳・両性の平等)



7 教育を受ける権利

- だれでも ひとしく 教育を受けることができる。
- 親は 子どもを 小学校・中学校に いかせなければ ならない。

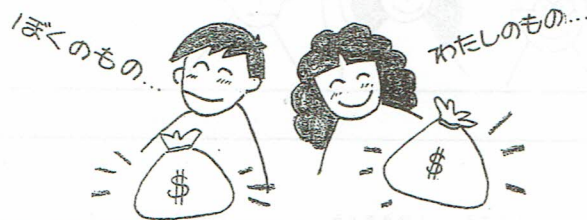
(第26条 教育を受ける権利・教育の義務)



8 自分の財産をもつ権利

- 他人のものは とっては いけない。

(第29条 財産権)



18才選挙権

全権委任

秘密選挙

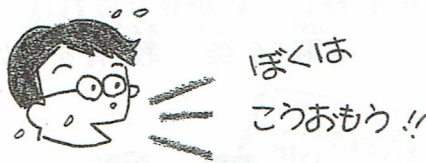
9 選挙をする権利

- ・ 20歳をこえた人は選挙で投票することができる。
 - ・ だれに投票するかは自分で決めることができる。
- (第15条 公務員の選定、秘密投票の保障)



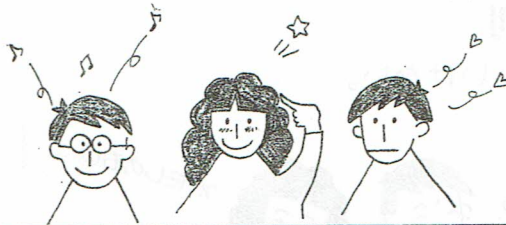
10 自分の意見をいう権利

- ・ だれでも自分の意見をいうことができる。
 - ・ 自分にとどいた手紙をだれかがかっけてみることはできない。
- (第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密)



11 考えることの権利

- ・ ひとりひとりの考えや思いは大切にされなければならない。
- (第19条 思想・良心の自由)



12 いのりことの権利

- ・ ひとりひとりのいのり(信仰、宗教)は自由に選べる。
 - ・ 人にむりやり宗教をおしつけてはいけない。
- (第20条 信教の自由、政教分離)

